

浜松市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年1月16日から  
道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年1月16日から2週間、浜松市浜名土木整備事務所（浜北）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	浜北根堅95号線	浜松市浜名区根堅2391番地内	前	最小2.98m ～ 最大3.62m	31.90m
			後	最小4.00m ～ 最大4.00m	